



雪に備える!

まもなく冬本番! 雪に対する理解を深め、雪に負けない暮らしを!



投雪口には赤旗の掲示を!

- 雪に対するルールとマナーを守りましょう**
- 大雪警報等が発表されたときは、外出を控えましょう
 - 除雪の妨げになるため、路上駐車はやめましょう
 - マイカーを控え、公共交通機関を利用しましょう
 - 融雪のために水道水を使うことは控えましょう
 - 排雪された道路への雪の投げ入れはやめましょう
 - 地域ぐるみで除排雪を行いましょう
 - 屋根雪下ろしでの転落事故や除雪機械による事故には、十分注意しましょう
 - 防火水槽や用水路付近の除排雪に協力しましょう
 - 開いた投雪口(グレーチング)には、必ず赤旗などを立てましょう

除雪作業員登録のお願いとご紹介について

市では、除雪作業(主に雪下ろし作業)を有料で行っていただけの登録者を募集しています。

また、ご希望の方には、登録いただいた除雪作業員をご紹介いたします。

詳しくは、総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 雪詰まりなど
水路・流雪関係は
消防署 ☎88・0400
- 雪下ろし作業員の紹介は
総務課 ☎88・1116
- 道路の除雪関係は
建設課 ☎88・8107



高齢者世帯等の屋根雪下ろしに困ったら

65歳以上の高齢者世帯で、要援護者として市の名簿(福祉票)に登録されている方など、市の定める対象要件に該当する場合は、屋根雪下ろし費用の一部が助成されます。

※詳細については、本紙6ページをご参照ください

※除雪作業員のご紹介は、総務課まで(上記参照)

お問い合わせ先

■屋根雪下ろしの助成金については
健康長寿課(すこやか内)
☎87・08888

ご注意ください!

- 冬期間の水道管の凍結**
- 毎年、水道管が凍結して破損し、漏水する事故が多発しています。メーターの値を確認することで、漏水を早期に発見できます。
- ◆冬期間であっても水道メーターを検針できる状態にしておきましょう
 - ◆屋外の水道管や蛇口は防寒しましょう
 - ◆長期不在にされる場合は、給水中止の手続きをとるか、水道メーター横にある止水栓を閉めてください
 - ◆漏水した場合は、早急に指定給水工事業者に修繕を依頼してください



メーターのチェックを!

問 上下水道課
(☎88・8109)

新除雪車を購入!

古くなった除雪車(約20年間使用)を更新して、新しいロータリー除雪車を購入しました。

今年の冬の除雪から活躍します。



新しいロータリー除雪車

雪による損害は雑損控除になります

今年1月の大雪で、屋根などの損傷で損害を受けた場合、来年の確定申告で雑損控除の申請ができます。

■雑損控除とは

火災・地震・風水害などの災害や白アリ、盗難・横領などにより、資産について損害を受けた場合に、適用される所得控除のことです。

■申告時に必要なもの

災害関連支出の領収書、市総務課で発行の「[り災証明書(写)]」または被災状況がわかるもの、源泉徴収票など所得の証明、申告者名義の預金通帳、印鑑

■留意事項

- ・損失額が大きい場合控除しきれない場合、翌年以後3年間繰越可能です
- ・災害減免法による所得税の軽減免除があり、雑損控除とどちらか有利な方を選ぶことができます

問 大野税務署 (☎66-2180)